

第7期鏡野町障害福祉計画・ 第3期鏡野町障害児福祉計画

障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業及び障害児通所支援等の提供体制の充実等を目指し、国の基本指針に基づいて以下の通り目標を定め、達成に向けて総合的・計画的に取り組めます。

第7期鏡野町障害福祉計画・第3期鏡野町障害児福祉計画における目標

- 施設に入所している人の地域移行を進め、充実したサービスを受けながら在宅で生活できる体制を整備します。
- 精神障害のある人も地域の中で生活できるよう、支援体制を整備します。
- 障害のある人が安心して地域で暮らすために、地域生活支援拠点の充実や強度行動障害のある人への支援体制を整備します。
- 障害があっても自分らしく働けるよう、一般就労への移行や定着を支援します。
- 障害者やその家族からの相談に対応するため、基幹相談支援センターを中心に、人材育成や関係機関との連携強化など地域における相談支援体制の充実を図ります。
- 研修への参加促進や業務効率化に取り組み、障害福祉サービスの質の向上を図ります。
- 障害のある子どもが地域の中で安心して育つことができるよう、サービスを利用しやすい体制の整備や医療的ケア児への支援体制の充実を図ります。

計画の推進

関係機関との連携・協働

本計画の推進にあたっては、地域住民をはじめボランティアやNPO、当事者団体、事業者や医療機関等の関係機関等との連携・協力のもと、それぞれの役割や機能を発揮するとともに補完しあいながら、障害者福祉施策の推進を図ります。また、美作地域の市町や岡山県など広域的な連携により、サービス提供基盤の整備を進めます。

計画の進捗・管理

管理においては Plan(計画)、Do(実行)、Check(評価)、Action(改善)を繰り返すマネジメント手法である「PDCA サイクル」の理念を活用し、本計画の進捗状況及び成果について随時、点検・評価を行います。

【概要版】

鏡野町第3次障害者基本計画・第7期鏡野町障害福祉計画・第3期鏡野町障害児福祉計画

発行年月:令和6年(2024年)3月

発行 :鏡野町総合福祉課

〒708-0392 岡山県苫田郡鏡野町竹田660

電話:0868-54-2986 Fax:0868-54-2891

鏡野町第3次障害者基本計画等の全文は、鏡野町役場ホームページからご覧いただけます。

URL: <https://www.town.kagamino.lg.jp/>

鏡野町第3次障害者基本計画

第7期鏡野町障害福祉計画 第3期鏡野町障害児福祉計画

鏡野町第3次障害者基本計画：令和6年度(2024年)～令和13年度(2031年)
第7期鏡野町障害福祉計画・第3期鏡野町障害児福祉計画：令和6年度～令和8年度



計画策定の趣旨

「鏡野町障害者基本計画」とは、本町の障害者施策の基本的な考え方や施策展開の方向性を示すものです。障害者の「完全参加と平等」を目標に、障害者基本計画における目指すまちな姿を下記の通り表すとともに、次の4つを基本理念として推進しています。

◆ 目指すまちな姿 ◆

障害のあるなしに関わらず、一人ひとりがかけがえのない個人として尊重され、安心して暮らすことができるまち

基本理念1 町民が障害者と自然体で接するまちづくり

基本理念2 障害者の主体性、自主性を尊重するまちづくり

基本理念3 障害者にやさしいまちづくり

基本理念4 障害者と地域、職場、行政が協働するまちづくり

この「鏡野町第3次障害者基本計画」と連携し、障害福祉サービス等の提供に関する体制づくりや、サービス等を確保するための方策等を示す実施計画として、「第7期鏡野町障害福祉計画・第3期鏡野町障害児福祉計画」を策定しました。

令和6年(2024年)3月
鏡野町

鏡野町第3次障害者基本計画

目指すまちの姿 **障害のあるなしに関わらず、一人ひとりがかけがえのない個人として尊重され、安心して暮らすことができるまち**

1 啓発・広報と障害者差別の解消

障害のあるなしに関わらず、だれもが安心して暮らすためには、障害や障害者に対する正しい理解を広げることが大切です。広報紙等による幅広い啓発や福祉教育、交流機会の充実等に努めます。
また、障害者の権利擁護及び虐待防止についても、関係機関と連携した取組を進めます。

- (1)障害者への理解促進と差別の解消
- (2)福祉教育の充実
- (3)ふれあい・交流活動の促進
- (4)自主的活動の推進
- (5)権利擁護と障害者虐待への対策
- (6)行政サービスにおける配慮



目標項目	現状値 (R5)	目標値 (R13)
日常生活で差別や偏見を感じる人がいると答える人の割合	24.6%	19.0%

2 生活支援と保健・医療の充実

生活支援の推進にあたっては、町が実施する事業の充実と併せて、サービス提供事業者や関係団体が提供する障害福祉サービス等の充実に向けた環境の整備が重要となります。障害があっても地域で自分らしく暮らしていくために、福祉サービスや保健・医療サービスの充実、家族への支援等に取り組めます。

- (1)在宅福祉サービスの充実
- (2)経済支援の充実
- (3)居住系サービスの充実
- (4)保健・医療サービスの充実
- (5)家族支援の充実



目標項目	現状値 (R5)	目標値 (R13)
住みよいまちづくりのために、保健・医療・福祉サービスの充実が必要と答える人の割合	29.6%	27.0%

3 相談支援と適切な情報提供の推進

必要とする人が必要な支援を受けるためには、相談から支援へ適切につなぐことや、情報が行き届くよう情報提供を充実させることが重要です。関係機関と連携し、必要とする人に支援を届けられるよう、相談支援体制の整備と情報提供の充実を努めます。

- (1)相談体制の整備
- (2)情報アクセシビリティ(情報の受け取りやすさ)の向上と情報提供の充実



目標項目	現状値 (R5)	目標値 (R13)
基本相談者実人数	67人	75人

4 就労・社会参加と文化・スポーツ活動の促進

支援の必要な程度や心身の状況及び本人の意思に応じた、多様な就労・社会参加の場を整備することは、経済的自立や生きがいづくりの観点から、一人ひとりが自分らしく暮らすうえで重要な点となります。就労の場や文化・スポーツ活動へ参加できる機会づくりに取り組むとともに、外出しやすい環境整備を進めます。

- (1)就労の場の整備
- (2)文化・スポーツ・レクリエーション活動の促進



目標項目	現状値 (R5)	目標値 (R13)
町内における就労継続支援(A、B)事業所利用者数	56人	60人

5 一人ひとりに適した教育・療育体制の整備

障害のある子どもへの支援については、本人の特性や発達段階に応じた支援を行うことが重要となっています。教育機関等とも連携し、ライフステージに応じた切れ目のない支援が行える体制をつくるとともに、保護者への支援についても取組を進めます。

- (1)教育・療育体制の整備



目標項目	現状値 (R5)	目標値 (R13)
発達障害について社会の理解があると答える人の割合	26.1%	30.0%

6 安心・安全な福祉のまちづくりの推進

障害者にとって住みやすいまちは、すべての人々が安全で快適に生活できるまちです。公共施設や道路等について、バリアフリー化やユニバーサルデザインの普及を推進するとともに、外出支援や交通手段の充実、防犯・防災の取組を進めます。

- (1)バリアフリーとユニバーサルデザインの普及
- (2)外出支援のための環境整備
- (3)防犯・防災体制及び交通安全設備の整備



目標項目	現状値 (R5)	目標値 (R13)
公共交通機関の利用が不便と答える人の割合	21.7%	18.0%